

公益社団法人空気調和・衛生工学会

謝礼等に関する規程

平成 23 年 10 月 20 日 理事会制定

平成 25 年 3 月 14 日 理事会改定

(目的)

第 1 条 本規程は、空気調和、衛生、環境、エネルギー等に関する工学の分野に関し各種の公益的諸活動を実施するにあたり公益社団法人空気調和・衛生工学会（以下、「当法人」という）定款第 4 条に規定する事業の講師謝礼等について定める。

(講師の選定)

第 2 条 業務執行理事が所管する委員会等において、空気調和、衛生、環境、エネルギー等に関する分野の実務経験者ならびに学識経験者、高度な専門知識有をする者の中から選任する。

(講師の謝礼等)

第 3 条 講師には、次の基準に基づいて講師謝礼ならび原稿料を支払うものとする。

(1) 支払基準

行事名称	講 師	謝 礼	原稿料	備考
総会特別講演会	会員以外から人選する場合	1 回あたり 150,000 円	支払なし	
	会員から人選する場合	1 回あたり 75,000 円	支払なし	
教育・普及に関する行事	会員以外から人選する場合	30 分あたり 10,000 円	1 ページあたり 1,500 円	転写、複写を除く 刷り上がり 1 ページあたりの 単価とする。
	会員から人選する場合	30 分あたり 5,000 円	1 ページあたり 1,500 円	

(2) 業務執行理事が管掌する委員会等で実施する教育普及に関する行事の謝礼等は、本規程を適用する。

(3) 業務執行理事が管掌する委員会等が実施するシンポジウム等は、本規程とは別に定める。

(旅費の支払い)

第4条 旅費は、講師の常時所在地の最寄駅から100kmを超えて開催会場へ移動する場合に支払う。

(その他の手当)

第5条 司会手当、交通費、宿泊費は支給しない。

(源泉所得税)

第6条 支払総額から源泉所得税を控除して本人へ支払う。

2 支払を受ける者が、個人であるか法人であるかによって異なるため法令に基づいて対応する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、財務理事が理事会に提案し理事会の決議を得る。

附則

1 本規程は、平成23年10月20日の特例民法法人(社団法人)空気調和・衛生工学会の理事会において制定するが、公益社団法人空気調和・衛生工学会の設立登記を以って同日より施行する。